

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

稲 沢 市

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均給与、平均年齢等及び民間従業員のデータ

(単位：人、歳、円)

区 分	稲 沢 市				民 間			a/b
	人数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (a)	対応する 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (b)	
全 体	135	45.6	262,235	317,395	-	-	-	-
清掃職員	32	42.1	297,888	396,514	廃棄物処理業従業員	43.3	299,800	1.32
給食調理員	74	44.7	243,242	281,284	調理士	41.0	281,400	1.00
公務手	14	50.1	245,486	285,145	用務員	53.9	227,200	1.26
その他	15	52.7	295,507	356,854	-	-	-	-

1. 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2. 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる諸手当(地域手当、扶養手当、時間外勤務手当等)の額を合算したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
3. 「民間」のデータは、厚生労働省による「賃金構造基本統計調査」において公表されている過去3年(平成16年～18年)の平均の数値です。
4. 稲沢市の職種と民間の職種等の比較に当たっては、年齢、業務の内容、雇用形態等が完全に一致しているものではありません。
5. 職種のうち「その他」とは、看護助手、電話交換手、自動車運転手、守衛等です。

(2) 職種ごとの年齢別の人数、平均給与等のデータ

(単位：人、円)

区 分	清 掃 職 員		給 食 調 理 員		公 務 手		そ の 他		計 ・ 平 均	
	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額
20歳未満	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
20歳～23歳	0	-	1	X	0	-	0	-	1	X
24歳～27歳	0	-	2	195,652	0	-	0	-	2	195,652
28歳～31歳	3	347,989	4	212,846	0	-	0	-	7	270,765
32歳～35歳	13	347,572	10	251,289	0	-	1	X	24	307,474
36歳～39歳	2	389,735	4	278,645	1	X	1	X	8	316,402
40歳～43歳	1	X	14	249,642	1	X	0	-	16	256,832
44歳～47歳	2	359,227	8	287,967	2	316,214	1	X	13	307,919
48歳～51歳	3	420,689	13	305,175	2	251,500	1	X	19	317,949
52歳～55歳	3	439,179	9	324,193	6	290,537	4	368,157	22	338,687
56歳～59歳	5	456,366	9	345,740	2	317,471	7	356,674	23	370,659
60歳以上	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
全 体	32	396,514	74	281,284	14	285,145	15	356,854	135	317,395

・個人の特定が可能となる場合は、数値を「X」として表記しています。

(3) その他給与に関する事項

① 給料表

行政職給料表(2) (5級制・国家公務員の行政職俸給表(2)と同じもの)を適用しています。

② 手当

ア すべての職員に支給するもの

地域手当、期末手当、勤勉手当

イ 支給要件に該当する場合に支給するもの

扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当

ウ イのうち特殊勤務手当の内容

危険手当	環境センターにおける焼却炉、破碎機及び汚水槽等の内部清掃作業	1日300円(半日の場合は150円)
衛生手当	ごみの収集運搬業務	1日1,200円(半日の場合は600円)
	環境センターにおける計量、プラットフォーム、分析、機械の操作及び保全の業務	1日1,200円(半日の場合は600円)
	斎場における火葬業務	1日1,500円(半日の場合は750円)

③ 昇給基準

毎年4月1日を定期昇給の日とし、前1年間における勤務の状況により4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給しています。

④ 昇格基準

職務別に経験年数等に応じた昇格基準を設けています。

2 基本的な考え方

平成17年4月1日に旧中島郡祖父江町及び同平和町と合併したことにより、及びその合併に伴い稲沢市を含む1市2町で構成していた稲沢中島広域事務組合の解散により2町及び事務組合の職員が本市の職員となったため、一時的に職員数が増大しました。これを受け、合併後の中期的な職員管理を目的として平成19年3月に「稲沢市定員適正化計画」を策定し、その中で今後の本市の行政運営に必要な職員数のあり方を明らかにしてきました。この計画の基本となる事項は、平成18年から22年までの5年間に、職員数を1,465人から1,340人へと125人(8.5%)削減することであり、これにより大幅な人件費の削減に資することが可能となります。

なお、これら職員数の削減の対象は、政策的に人員が必要となる消防職、保育士職及び医療職（医師、看護師、医療技術職等）を除き、一般事務・技術職及び技能労務職が主体となっています。

3 具体的な取組内容

技能労務職の給与等の見直しについてのこれまでの取り組みの経過及び今後の方針は、以下のとおりです。

(1) 給料表の取扱い

本市においては、平成17年度までは、一般事務・技術職及び技能労務職について同一の給料表を適用していましたが、平成18年度から実施されている国家公務員の給与構造改革に合わせ、一般事務・技術職については行政職給料表(1)に、技能労務職については行政職給料表(2)の2種類に分離しました。

(2) 諸手当の取扱い（特殊勤務手当を除く）

平成19年度からは、交通用具利用者の通勤手当のうち、2キロメートル未満の通勤距離の者に対する支給を廃止するとともに、住居手当の支給基準を厳格にして支給対象者を制限しました。

(3) 特殊勤務手当の取扱い

平成19年度にはすべての職員の特殊勤務手当を見直したことから、技能労務職を対象としたものについても整理し、特殊手当のうち守衛業務に係るもの、日曜日及び土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日等に勤務する場合の時差手当、環境センターにおいて行う焼却炉の深夜における運転業務に係る夜間特殊業務手当及び環境センター、平和浄化センター及び祖父江斎場における年末年始における業務に係る特別勤務手当の4種類を廃止しました。

(4) 昇給、昇格の取扱い

現在行政職給料表(1)適用者のうち、主査相当職以上の職員に対して実施している「人事考課制度」の対象者を、今後は技能労務職にまで拡大することとしています。この人事考課の評定結果に基づき、これまでの一律的な昇給、昇格制度を改め、勤務成績に応じた内容としていきます。

4 その他

本市における技能労務職のあり方については、平成18年3月策定の「行政経営改革プラン行動計画（稲沢市集中改革プラン）」（計画期間は平成17年度から21

年度まで)に基づき、以下のとおり方針を定めます。

(1) 民間委託の推進

技能労務職が行うべき業務のうち、現在でもごみの収集、給食調理など一部民間委託化（指定管理者制度を含む。）をしているところですが、今後とも委託の拡大を検討していくこととします。このことにより、対象となる職種は原則として退職不補充とし、人件費の抑制につなげていきます。

(2) 事務・事業の見直し

(1)によるもののほか、技能労務職が行っている業務をすべて見直し、廃止できるものは廃止するとともに、他の職種への変更が可能なものについては、積極的に職種変えに取り組みます。また、業務の廃止や職種転換ができないものについては、臨時職員又は非常勤職員による対応を行うこととします。

(3) 職員数の削減見込み

本市においては、平成19年4月1日現在で135人の技能労務職が在籍しています。このうち、今後5年間で30人、10年間で51人が定年退職となり、これらをすべて退職不補充とすると5年間で22.2%、10年間で37.8%の削減が可能となります。その後についても、民間委託や事務・事業の見直しをさらに進め、技能労務職の大幅な職員数削減に努めます。